

## 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項

令和 3年 2月 17日  
令和 3年 6月 4日改正  
令和 3年 12月 23日改正  
令和 5年 8月 18日改正  
評 価 会 議

### 1. 趣旨

この要項は、「静岡大学における内部質保証に関する方針」に基づき、自己点検・評価に関し、必要な事項を定める。

### 2. 自己点検・評価の実施

- (1) 自己点検・評価は、統括責任者である学長の下、各推進責任者が所掌する委員会等において推進し、自己点検・評価責任者が所掌する評価会議において実施する。
- (2) 各推進責任者は、別表に掲げる基準及び項目を参考にその所掌する委員会等において必要と認める基準及び項目について、自己点検・評価を行う。
- (3) 評価会議は、各推進責任者が所掌する委員会等における自己点検・評価の状況を毎年度確認し、全学的な状況を統括責任者に報告する。
- (4) 前項のほか、評価会議は、概ね6年に1度、認証評価機関が定める評価基準等を参照し、各部局が実施する組織評価（自己評価及び外部評価）を統括する。
- (5) 自己点検・評価の実施にあたっては、各部局が実施する組織評価等の学内の他の評価及び機関別認証評価等の第三者評価の結果を活用することができる。また、必要に応じて関係者（学生、卒業生（修了生）等）から意見を聴取するものとする。

### 3. 自己点検・評価の結果に基づく改善

- (1) 自己点検・評価の結果に基づく改善案は、各推進責任者が所掌する委員会等が作成し、評価会議が取りまとめるうえ、統括責任者に報告する。
- (2) 統括責任者は、前項の報告を踏まえ、改善策を決定し、評価会議に

改善を指示する。

- (3) 評価会議は、各推進責任者が所掌する委員会等に指示し、改善の進捗状況及び今後の対応について報告書を作成し、統括責任者に提出する。
- (4) 統括責任者は、前項の報告があった場合は、改善の進捗状況を確認するとともに、進捗状況に応じた対処方法を決定する。

#### 4. 自己点検・評価の結果及びその結果に基づく改善結果の公表

評価会議は、自己点検・評価の結果及びその結果に基づく改善結果を本学ウェブサイトに掲載することにより公表する。

別表

領域	基準	詳細 No	項目	推進責任者が所掌する委員会等				
				全学教育 基盤機構 会議	国際連携 推進機構 会議	情報戦略 委員会	附属図書 館委員会	施設・環 境マネジ メント委 員会
1 教育 研究 上 の 基 本 組 織 に 関 す る 基 準	教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること	1	学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること					
	教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること	2	大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること					
		3	教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと					
	教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること	4	教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること					
		5	教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること					
		6	全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること					

領域	基準	詳細 No	項目	推進責任者が所掌する委員会等				
				全学教育 基盤機構 会議	国際連携 推進機構 会議	情報戦略 委員会	附属図書 館委員会	施設・環 境マネジ メント委 員会
2 内部 質保 証に 関す る基 準	内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	1	大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	○				
		2	それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	○				
		3	施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	○	○	○	○	○
		4	研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）		○			
	内部質保証のための手順が明確に規定されていること	5	それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	○				
		6	教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	○				
		7	施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	○	○	○	○	○
		8	機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	○	○	○	○	○
		9	機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	○	○	○	○	○
		10	機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	○	○	○	○	○
		11	機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	○	○	○	○	○
	内部質保証が有効に機能していること	12	自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	○	○	○	○	○
		13	機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	○	○	○	○	○
		14	機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	○	○	○	○	○
		15	質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	○	○	○	○	○

領域	基準	詳細 No	項目	推進責任者が所掌する委員会等				
				全学教育 基盤機構 会議	国際連携 推進機構 会議	情報戦略 委員会	附属図書 館委員会	施設・環 境マネジ メント委 員会
	教育研究上の基本組織の新設や変更等重要 な見直しを行うにあたり、大学としての適 切性等に関する検証が行われる仕組みを有 していること	16	学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見 直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する 検証を行う仕組みを有していること					
	組織的に、教員の質及び教育研究活動を支 援又は補助する者の質を確保し、さらにそ の維持、向上を図っていること	17	教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知 識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその 方法によって採用、昇格させていること					
18		教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的 に実施していること						
19		評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を 行っていること						
20		授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロッ プメント（FD）を組織的に実施していること						
21		教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置さ れ、それらの者が適切に活用されていること						
22		教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当す る業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組 を組織的に実施していること						

領域	基準	詳細 No	項目	推進責任者が所掌する委員会等				
				全学教育 基盤機構 会議	国際連携 推進機構 会議	情報戦略 委員会	附属図書 館委員会	施設・環 境マネジ メント委 員会
3 財務運 営、 管 理運 営 及 び 情 報 の 公 表 に 関 す る 基 準	財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	1	毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること					
		2	教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること					
	管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること	3	大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること					
		4	法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること					
		5	研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）					
	管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	6	管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること					
		7	教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）		○			
	教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること	8	教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること					
		9	管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること					
	財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること	10	監事が適切な役割を果たしていること					
		11	法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること					
		12	独立性が担保された主体により内部監査を実施していること					
		13	監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること					
	大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	14	法令等が公表を求める事項を公表していること	○	○	○	○	○

領域	基準	詳細 No	項目	推進責任者が所掌する委員会等				
				全学教育 基盤機構 会議	国際連携 推進機構 会議	情報戦略 委員会	附属図書 館委員会	施設・環 境マネジ メント委 員会
4 施設 及び 設備 並び に 学生 支援 に関 する 基準	教育研究組織及び教育課程に対応した施設 及び設備が整備され、有効に活用されてい ること	1	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備 していること					○
		2	法令が定める実習施設等が設置されていること					○
		3	施設・設備における安全性について、配慮していること					○
		4	教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境を整備し、それが有 効に活用されていること			○		
		5	大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を 利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること				○	
		6	自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時 間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用 されていること	○				
		7	研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効 果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）					○
		8	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待 に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般 市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に 利用されていること（より望ましい取組として分析）				○	○
	学生に対して、生活や進路、課外活動、経 済面での援助等に関する相談・助言、支援 が行われていること	9	学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハ ラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	○				
		10	学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必 要な支援を行っていること	○				
		11	留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援 等を行っていること		○			
		12	障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学 生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等 を行っていること	○	○			
		13	学生に対する経済面での援助を行っていること	○	○			

領域	基準	詳細 No	項目	推進責任者が所掌する委員会等				
				全学教育 基盤機構 会議	国際連携 推進機構 会議	情報戦略 委員会	附属図書 館委員会	施設・環 境マネジ メント委 員会
5 学 生 の 受 入 に 関 す る 基 準	学生受入方針が明確に定められていること	1	学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	○	○			
	学生の受入が適切に実施されていること	2	学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	○	○			
		3	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	○	○			
	実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	4	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	○	○			



領域	基準	詳細 No	項目	推進責任者が所掌する委員会等				
				全学教育 基盤機構 会議	国際連携 推進機構 会議	情報戦略 委員会	附属図書 館委員会	施設・環 境マネジ メント委 員会
6 教育課程と 学習成果に 関する基準	学位授与方針が具体的かつ明確であること	1	学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	○				
	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	2	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	○				
		3	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	○				
		4	教育課程の編成が、体系性を有していること	○				
	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	5	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	○				
		6	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	○				
		7	大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	○				
		8	専門職大学院又は専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	○				
	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	9	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	○				
		10	各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	○				
		11	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	○				
		12	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	○				
		13	専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	○				
		14	大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	○				
		15	教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	○				
		16	夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	○				

領域	基準	詳細 No	項目	推進責任者が所掌する委員会等				
				全学教育 基盤機構 会議	国際連携 推進機構 会議	情報戦略 委員会	附属図書 館委員会	施設・環 境マネジ メント委 員会
	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	17	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	○				
		18	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	○				
		19	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	○				
		20	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	○	○			
		21	正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）		○			
	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	22	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	○				
		23	成績評価基準を学生に周知していること	○				
		24	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	○				
		25	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	○				
	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	26	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	○				
		27	大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	○				
		28	策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	○				
		29	卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	○				
	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	30	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	○				
		31	就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	○				
		32	卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	○				
		33	卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	○				
		34	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	○				
		35	教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）		○			

領域	基準	詳細 No	項目	推進責任者が所掌する委員会等				
				全学教育 基盤機構 会議	国際連携 推進機構 会議	情報戦略 委員会	附属図書 館委員会	施設・環 境マネジ メント委 員会
7 教職課程 に関する 基準	教育理念・学修目標が定められていること	1	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画を策定していること	○				
		2	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセスが適切であること	○				
		3	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しが行われていること	○				
	授業科目・教育課程が適切に編成・実施されていること	4	複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程が編成されていること	○				
		5	教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されていること	○				
		6	教育課程が体系性を有していること	○				
		7	ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性を有していること	○				
		8	いわゆるキャップ制を設定していること	○				
		9	教育課程の充実・見直しが行われていること	○				
		10	個々の授業科目の到達目標を設定していること	○				
		11	シラバスを作成していること	○				
		12	アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法を導入していること	○				
		13	個々の授業科目の見直しが行われていること	○				
		14	教職実践演習及び教育実習等を実施していること	○				
	学修成果が把握・可視化されていること	15	成績評価に関する全学的な基準の策定・公表を行っていること	○				
		16	成績評価に関する共通理解を構築していること	○				
		17	教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報を設定し、達成状況を確認していること	○				
		18	成績評価を適切に行っていること	○				
	教職員組織が適切であること	19	教員の配置が適切であること	○				
		20	教員の業績等を確認していること	○				
		21	職員の配置が適切であること	○				
		22	FD・SDを実施していること	○				
		23	授業評価アンケートを実施していること	○				

領域	基準	詳細 No	項目	推進責任者が所掌する委員会等				
				全学教育 基盤機構 会議	国際連携 推進機構 会議	情報戦略 委員会	附属図書 館委員会	施設・環 境マネジ メント委 員会
	情報が公表されていること	24	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報を公表していること	○				
		25	学修成果に関する情報を公表していること	○				
		26	教職課程の自己点検・評価に関する情報を公表していること	○				
	教職指導（学生の受け入れ・学生支援）を適切に実施していること	27	教職課程を履修する学生の確保に向けた取組を実施していること	○				
		28	学生に対する履修指導を実施していること	○				
		29	学生に対する進路指導を実施していること	○				
	関係機関等との連携が図られていること	30	教育委員会や各学校法人との連携・交流等を実施していること	○				
		31	教育実習等を実施する学校との連携・協力を実施していること	○				
		32	学外の多様な人材を活用していること	○				